四　内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五　包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六　前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること。

（内部モデル方式による包括的リスクの額）

第三百二条の十一　内部モデル方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一　算出基準日の包括的リスクの額

二　算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値

三　第三百二条の九の規定により算出された個別リスクの額に八パーセントを乗じて得た額

（変更に係る届出）

第三百二条の十二　内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　第三百二条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、銀行は、当該銀行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第三百二条の十三　金融庁長官は、銀行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第三百二条の十第一項の承認を取り消すことができる。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第二条　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　オペレーショナル・リスク（第二百八十一条―第二百九十八条）」を「第四節　第五節　第六節　第八章　オ

証券化エクスポージャーに係る特例（第二百八十条の二―第二百八十条の五）　特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第二百八十条の六・第二百八十条の七）　コリレーション・トレーディングに係る特例（第二百八十条の八―第二百八十条の十三）　ペレーショナル・リスク（第二百八十一条―第二百九十八条）」に改める。

第一条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　再証券化取引　証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ　原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ　日本国政府、我が国の地方公共団体又は第三十九条第一項に規定する我が国の政府関係機関（(1)から(3)までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1)　国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2)　国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3)　国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

第一条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　再証券化エクスポージャー　再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

第一条第三十二号中「その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ」を「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」に改め、「（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）」を削り、同条第三十六号ト中「及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー」を「、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー」に改め、同条中第七十四号を削り、同条第七十五号中「第七十八号」を「第七十七号」に改め、同号を同条第七十四号とし、同条中第七十六号を第七十五号とし、第七十七号から第八十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七十九号の次に次の三号を加える。

八十　追加的リスク　デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十二号及び第七章において同じ。）をいう。

八十一　コリレーション・トレーディング　裏付資産又は参照資産等（第三十二号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第二百八十条の六及び第二百八十条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

八十二　包括的リスク　デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

第四条中「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「に係る資産」の下に「（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）」を加える。

第八条第一項第六号を次のように改める。

六　第二百二十五条（第百五条、第百五条、第百十四条第一項及び第二百八十条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

第二十条第一項第六号を次のように改める。

六　第二百二十五条（第百五条、第百十四条第一項及び第二百八十条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

第三十八条第二項中「イスラム開発銀行」の下に「、予防接種のための国際金融ファシリティ」を加える。

第百十七条を次のように改める。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い）

第百十七条　前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）について準用する。

第百三十二条の二第一項第三号を次のように改める。

三　特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）